

先端科学技術推進機構クリーンルームの運営に関する取扱要領

制定 2021 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、関西大学先端科学技術推進機構研究施設貸与に関する取扱内規（以下「内規」という。）第 18 条第 5 項の規定に基づき、内規第 14 条に規定するクリーンルームの運営について必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第 2 条 クリーンルームは、先端科学技術推進機構（以下「機構」という。）が所管し、先端機構クリーンルーム運営会議（以下「運営会議」という。）が運営する。

(運営会議)

第 3 条 クリーンルームに運営会議を置く。

2 運営会議は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) クリーンルーム長
- (2) クリーンルーム長補佐
- (3) クリーンルームを利用する機構研究員
- (4) その他運営会議が認める研究員、組織等

3 運営会議の議長は、クリーンルーム長をもって充てる。

4 運営会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席構成員の過半数の同意をもって決する。

5 議長は、必要に応じて運営会議の構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(クリーンルーム長)

第 4 条 クリーンルーム長はクリーンルームを統括し、その運営に責任を負うとともに機構との連絡調整を行う。

2 クリーンルーム長は、機構長がクリーンルームを利用する機構研究員のうちから、機構運営委員会の議を経て任命する。

3 クリーンルーム長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

4 クリーンルーム長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(クリーンルーム長補佐)

第 5 条 クリーンルーム長補佐は、クリーンルーム長を補佐する。

2 クリーンルーム長補佐は、クリーンルーム長がクリーンルームを利用する機構研究員のうちから推薦し、運営会議の議を経て、クリーンルーム長が任命する。

3 クリーンルーム長補佐の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(審議事項)

第6条 運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) クリーンルームの運営方法に関する事項
- (2) クリーンルーム長補佐の任命に関する事項
- (3) クリーンルームの利用料負担の配分に関する事項
- (4) クリーンルームの装置の設置、配置及び移動に関する事項
- (5) クリーンルームの設備維持に関する事項
- (6) 学生の利用許可に関する事項
- (7) 機構長からの指示による検討事項
- (8) クリーンルームの成果発表に関する事項
- (9) その他クリーンルーム運営に関する事項

2 クリーンルーム長は、審議結果について、機構長に報告する。

(利用料)

第7条 クリーンルームの利用料は、内規第20条に基づき、次のとおり算出する。

201 室 22.172 m²

202 室 69.93 m²

203、204 室 94.517 m²

205 南室 35.00 m²

合計 221.619 m² × 1,500 円/m² = 332,428.5 円

合計額の2割5分 83,107.125 円に相当する額として月額 85,000 円（税込）

2 前項の利用料は、クリーンルーム利用者で配分して負担する。ただし、学生は、利用負担者に含めない。

3 利用者の負担配分は、前条第1項第3号に基づき、運営会議で決定する。

4 クリーンルーム長は、前項の決定に基づき、負担者、配分額及び支出財源を機構長に報告する。

5 利用料の配分変更は、運営会議の議を経て行う。

(装置の設置)

第8条 内規第15条第1項第1号の利用者は、事前に先端科学技術推進機構グループに相談の上、運営会議の議を経て、クリーンルーム内に装置を設置することができる。

2 前項の装置の設置、修理、管理等にかかる費用は、装置を所有する利用者が負担する。

3 クリーンルームに設置した装置をクリーンルーム外に移動する場合には、事前に先端科学技術推進機構グループに相談の上、運営会議の議を経て行う。

4 クリーンルームに設置した装置を移動した場合には、当該装置を所有する利用者において速やかに設置場所の原状回復を行う。

(研究成果の公表)

第9条 クリーンルーム利用者は、先端科学技術シンポジウムにおいて研究成果を公表する。

2 先端科学技術シンポジウムでの研究成果における報告者は、運営会議において選出する。

(クリーンルーム利用報告)

第 10 条 クリーンルーム利用者は、研究成果利用期間終了時ごとにクリーンルーム利用報告書を機構長に提出する。

2 クリーンルーム利用報告書の様式は、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この要領の改廃は、運営会議の議を経て、機構運営委員会の承認を得るものとする。

附 則

1 この要領は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領は、施行後 5 年を目途に見直すものとする。